

「後期幕府直轄時代(1854-1868)」

この時代は、安政元年（1854）6月に江戸幕府が箱館奉行を設置してから、明治元年（1868）4月に明治新政府が箱館裁判所を設置するまでの14年間で

箱館奉行の設置

幕府は文政4年に（1821）松前・蝦夷地全域を松前氏に還付しましたが、幕閣内部で、小藩故困難との見方があるなか、ロシアとの境界問題や和親条約の要求を、嘉永6年（1853）ロシア使節プチャーチンが来朝して要求しました。そのさなかに、さらにア

メリカ合衆国との間で、ロシアより先に安政元年に和親条約を締結する結果になり、下田・箱館の開港が決まってしまう。幕府は直ちに、箱館奉行を設置すると共に、松前・蝦夷地の上知（幕府に領地を返上）に関わる調査を行いました。

安政元年（1854）3

月の神奈川条約により、翌年3月から箱館港を開くことにし、外国人の遊歩の範囲も決まったので、幕府は同年6月26日に松前藩に箱館付近の上知を命じ、同月末に箱館奉行を置き、勘定吟味役（勘定所役人を監察する役目の役人）の竹内清太郎保徳を任命しました。7月にさらに1名増員し、堀織部利熙を任じましたが、この時利熙は蝦夷地を巡回中でした。8月に利熙が箱館に到着し、9月に保徳も着き、ともに処置を相談し、10月13日に箱館にある松前藩の役所や市中を受領しました。そして、利熙は福山城を見分して江戸に帰り、保徳は箱館に留まって事務を執り、翌安政2年正月27日に箱館付近の地を松前藩から受領し、箱館にある旧松前藩の

蝦夷地の調査

奉行所を庁舎にしました。後に元治元年（1864）に、奉行を五稜郭に移転します。

アメリカ合衆国に対する箱館開港以前に大問題であったのが、ロシアとの国境問題でした。幕府は蝦夷地を調査し、適切な処置とすするため、安政元年2月に目付堀利熙とともに勘定吟味役村垣三郎範正に、松前・蝦夷地への出張を命ぜられました。彼らは5月上旬には松前福山に着き、西蝦夷地を経て6月には樺太久春古丹に渡り、さらに樺太北部に行きました。

帰路は東蝦夷地を巡視し、範正は閏7月（太陰太陽暦では、2・3年に一度、閏月を追加して年13か月とします）に、利熙は8月に箱館に帰着し、9月になり、2名は幕府に対し、視察で得た蝦夷地処分に対する意見を上申しました。

堀・村垣2氏の復命

彼らの復命書に記されたのは、

松前蝦夷地の概況を述べ、松前城下には防備の施設が整っているが、その他の広大な地は警備がきわめて手薄であること。

蝦夷地の北方二・三分の地は陽気が薄く、野菜が育つに過ぎないが、その他七八分は諸穀・諸菜に適し、山には良材や種々の鉱物がある。

殊に周海の漁利は莫大であるにもかかわらず、その地を請負人に託し、ただ運上金・仕向金を徴収するのみである。

請負人が違わした支配人らは苛酷に蝦夷を使役し、不法なことが多いので、蝦夷はまた昔の様に幕府の直轄となることを望んでいる。もし外国人が恵みを施して蝦夷を誘惑することがあれば、蝦夷はこれに帰服してしまつたらう。

松前藩では力不足で、到底蝦夷地の警備・撫育は行き届かず、かといつて諸藩

に分割処置させることは後に弊害を生ずる憂いがある。以上を熟考すれば、昔の様に再び幕府が蝦夷地を直轄し、旗本・御家人並びに二三男回介その他陪臣（家来）浪人らに移し、屯田農兵にならば、新田開墾や産物取開きに力を尽くせば成功は難しくなく、その経費は周海の漁利で足る。

再考すれば、「昇平（平和）二百年」、「土風軟弱」に流れ、これを救法は、蝦夷地に於いて「風霜艱苦（世の苦難）」を経歴し、「運船」「打砲」などにも練達せしむるにあり。

よつて北蝦夷地（樺太・択捉・国後を始め島々（千島列島）、並びに東西蝦夷地一円、西は乙部村、東は知内村までを上知らせらるべし。というもので、松前藩の領地は、著しく縮小されることになりました。